

# 国民年金

学生の人で、収入が少なく毎月の保険料を納めるのが難しいときは…

## 学生納付特例制度の申請手続きを！

申請手続きを！

○学生で本人の前年所得が一定以下の場合に申請して承認を受けることにより、保険料の納付が猶予されます。

○夜間部、定時制課程、通信制課程及び各種学校（修業年限1年以上）の学生も対象となります。

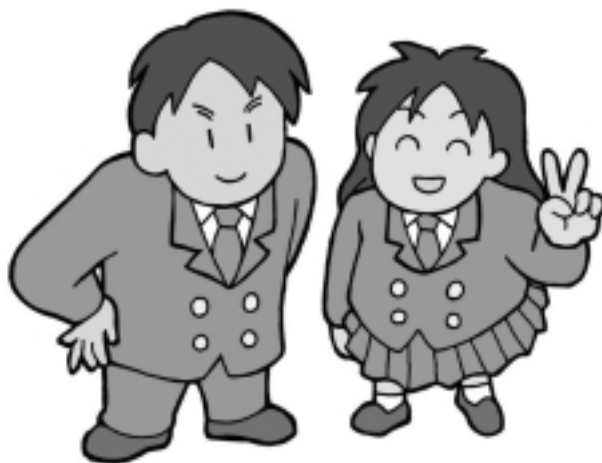
○承認期間は、平成19年4月（又は平成19年度に2歳になる人は誕生日）から平成20年3月までです。

○手続きは毎年必要です。

○承認された期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

※必要なもの…

- ・年金手帳など、年金番号のわかるもの
  - ・印かん
  - ・学生証（コピー可）又は在学証明書
  - ・離職を事由とする場合には離職票や雇用保険受給資格者証のコピー
  - ・代理人申請の場合は、委任状
  - ・委任状がなく、代理人が世帯主や配偶者以外の人である場合、ご本人確認が必要です。
- （例）運転免許証や健康保険証など



## 国民年金保険料が変わります

平成19年度（4月分～20年3月分）は、国民年金保険料が月14、100円となります。

※国民年金保険料は、「現役世代の負担と受給世代の給付のバランスの見直し」により、毎年度引き上げられ、平成29年度の16、900円を上限としています。ただし、各年度において前年度の名目賃金変動率を基準とした改定率を乗じて改定されます。

## 保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金は、老齢基礎年金だけでなく、万が一の時の障害基礎年金・遺族基礎年金があり、生涯にわたってあなたの生活をサポートする制度です。しかし、もし保険料の未納期間がありますと、年金額が少なくなり、最悪の場合には年金が受けられない可能性が出てきます。将来確実に年金を受けていただくためにも、保険料はきちんと納付しましょう。

●納め忘れがありますと、電話や通知のご案内や社会保険事務所の職員あるいは、国民年金推進員が、ご自宅にお伺いすることがあります。

●「3/4免除」「半額免除」「1/4免除」が承認になっている人は、残りの保険料（納めるべき保険料）を納付しませんと、その期間は未納扱いとなります。

●納付書を紛失された場合には、再発行いたしますので、社会保険事務所までご連絡ください。

●さかのぼって過去の分を納められるのは、2年前までですのでご注意ください。

●また、保険料の負担能力がありながら、納付督促を行っているにもかかわらず納付義務を果たしていただけない場合は、財産を差し押さえる強制徴収を実施しています。

### ▼問い合わせ先

宇都宮西社会保険事務局

☎028(6222)4222

保険課 国民年金係

☎9134